

(別添)

「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務

動画の概要およびキャラクターの作成要領

1 趣旨

企画提案書に記載する「エ. 作成する動画の内容や創意工夫について」のうち、絵コンテおよびキャラクターについては、本要領により作成すること。また、提出された絵コンテおよびキャラクターは、審査会において提案者が説明する資料として使用する。

2 提出物について

審査会（9/18）に （様式 A、B）は紙媒体で 10 部および電子データを、（様式 C）は紙媒体で 1 部を持参すること。

区 分	内 容
（様式 A）動画の概要	動画 1 本の全体の流れが分かるもの（動画を作成する場合は、その切り抜きの静止画を様式 A に貼り付けてもよい）
（様式 B）キャラクター	動画に登場する「保護者」および「子ども」
（様式 C）権利関係申告書	既存のキャラクター等および生成 AI 使用の有無等

※ カラー・白黒は問わない。手描きのものをスキャンしたものでも差し支えない。

3 作成に当たっての留意事項

- （1）動画の概要およびキャラクターは、いずれも「案」であり、契約締結後に県と協議のうえ変更することができる。
- （2）作画そのものの精度（絵の巧拙）は審査の対象としない。企画の意図および動画の完成イメージが伝わることを重視する。
- （3）動画の内容は、【参考資料】「家庭・地域・学校で育む子どものウェルビーイング」（リーフレット）をもとに作成すること。
- （4）登場人物やキャラクターは小中学生や保護者に親しまれるようなキャラクター
例） 一度見たら覚えてしまう口ぐせやポーズ（子どもがマネできる要素が含まれている）
ギャップや突っ込みどころのある容姿や性格、言動など
- （5）1 本あたり 30 秒程度とし、縦型動画（1080×1920）等、SNS での活用を想定した形式のほか、TVer 広告等および施設サイネージ（1920×1080）にも対応することを前提とすること。
- （6）キャラクターは、契約締結後に本県へ著作権を譲渡できるもの、または本県が使用できるよう権利処理が可能なものに限る。既存のキャラクターを使用する場合または生成 AI を利用して作成した場合は、（様式 C）により申告すること。
- （7）第三者の著作権、肖像権その他の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。